

後記

坂原正夫先生は、二〇一〇年三月末日をもって、慶應義塾大学定年制規定に従い、大学院法務研究科および法学部を退職される。

先生は、一九六九年四月に法学部助手に就任されて以来、約四〇年間の長きにわたって法学部において、また二〇〇四年四月に大学院法務研究科が創設されてからは、あわせて同研究科においても、判決手続を中心とする民事訴訟法のご研究、現在社会の各層で活躍している優秀な学生たちの育成、本法学研究誌の編集委員長を中心とする大学行政など、各方面においてご尽力されてこられた。こうした先生の慶應義塾大学でのご活躍と民事訴訟法研究会などの場において折に触れて頂戴した学恩に感謝する塾内外の研究者の論考を集めて、ここに充実した内容をもつ特集号として一冊を編み、ご退職を記念する論文集を刊行することができたことは、編集発起人として喜びにたえない。ひとえに、関係する皆様のご協力の賜物であり、ご協力をいただいた方々に心からのお礼を申し上げます。

坂原先生は学問一筋の方であり、その旺盛な研究活動の足跡は、本記念論文集の巻末に掲げられた業績一覧からも如実に見て取ることができる。なかでも、とりわけ目を引くのが、ドイツの「訴訟終了宣言」に関する膨大な研究で

ある。ひとつの学問上のテーマをこれほどまでに徹底して掘り下げ、まさに執念と呼べるほど執拗に追求した一群の研究成果は、わが国の法律学の歴史では空前絶後といつて過言ではない。おそらく、こと「訴訟終了宣言」の研究に関するかぎり、坂原先生の業績を超える仕事は、これからも現れることはないであろう。

われわれ後学の徒は、こうした坂原先生の学問に挑む真摯な姿勢から、数え切れないほど多くのものを学んだ。また、塾内外の研究者を広く集めて定期的に開かれている民事訴訟法研究会では、ご性格を反映した慎重で思慮深いご意見とともに、ときに驚くほど柔軟で大胆な発言をされることがあり、法学の底知れぬ深淵に誘っていたくこともたびたびであった。本記念論文集には、坂原先生からこうした教えを直接的に受ける機会を得たほぼすべての者から論考が寄せられているが、それは先生の学問に対峙する凜とした後ろ姿に対する深い思いとともに、先生の知的遺産の継承に向けたわれわれの決意の表れでもある。

坂原先生におかれては、これからご健康に留意されて研究を進められ、わが国の法律学の発展に一層の寄与をされることを、心よりお祈りしたい。

二〇〇九年一二月

大学院法務研究科・法学部教授 三木浩一